

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月十七日提出分)

第十三条第一項關係

第十八条關係

3

2

第十三条第一項関係

● 「(行政機関)は、・・・場合には、必要な調査を行い、・・・と認めるときは、・・・措置をとらなければならない。」の例

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

（内閣総理大臣等に対する申出）

第十二条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前二項の規定による申出があつた場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第四条又は第六条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第十八条関係

要性について啓発をすること。

- 構文の参考とした例

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(平成七年法律第二百十二号)

(環境大臣による情報の収集、整理及び提供等)

第七条の三 環境大臣は、前条第二項第二号の規定により容器包装廃棄物排出抑制推進員が行う調査により得られた情報その他その普及が容器包装廃棄物の排出の抑制に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

2 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための基礎資料として、毎年度、容器包装廃棄物の排出量等を調査し、その結果を公表しなければならない。

3 環境大臣は、容器包装廃棄物排出抑制推進員が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)

(国による情報の収集、整理及び提供)

第二十一条 國土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(平成七年法律第二百十二号)

(参考)

(容器包装廃棄物排出抑制推進員)

第七条の二 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、容器包装廃棄物排出抑制推進員を委嘱することができる。

2 容器包装廃棄物排出抑制推進員は、次に掲げる活動を行う。

（国による情報の公表）
第二章 情報の公表

一 容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、

当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項
(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長。以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次

に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。